

令和 7 年 1 月 2 日

令和 7 年 千葉市教育委員会会議第 12 回定例会

[参考資料（1）]

報告第 7 号関係	・・・・・・・・・・・・・・	1
報告第 8 号関係	・・・・・・・・・・・・	1 1

【報告第7号】

千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正について

教育総務部 教育給与課

1 改正の趣旨

本年6月に、教員の処遇改善等を図るための「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布されたことを受け、本市においても、改正内容等を踏まえ、教職調整額を段階的に引き上げるとともに、管理職への本給加算を行うほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 教職調整額の引き上げ

教育職給料表の適用を受ける非管理職の職員について、給料月額の4%を一律支給する「教職調整額」を、令和8年1月から、次のとおり段階的に引き上げる。

令和 8年1月1日から同年12月31日まで	5 %
令和 9年1月1日から同年12月31日まで	6 %
令和 10年1月1日から同年12月31日まで	7 %
令和 11年1月1日から同年12月31日まで	8 %
令和 12年1月1日から同年12月31日まで	9 %
令和 13年1月1日から	10 %

なお、指導改善研修の認定を受けている者については、教職調整額は支給しないものとする。ただし、経過措置として、施行日に同認定を受けていた者が、研修を終了するまでの間については、引き続き、教職調整額（給料月額の4%）を支給するものとする。

(2) 管理職への本給加算

教職調整額の対象とならない校長、副校長及び教頭の処遇改善を図るため、令和8年1月から、次のとおり、段階的に加算する。

	校長	副校長・教頭
令和 8年1月1日から同年12月31日まで	4,000円	11,500円
令和 9年1月1日から同年12月31日まで	8,100円	15,600円
令和 10年1月1日から同年12月31日まで	12,100円	19,600円
令和 11年1月1日から同年12月31日まで	16,100円	23,600円
令和 12年1月1日から同年12月31日まで	20,200円	27,700円
令和 13年1月1日から	24,200円	31,700円

※副校長・教頭には現行で既に加算されている7,500円を含む。

(3) 義務教育等教員特別手当の改定

給料月額の平均1.5%から平均1.0%に見直すとともに、学級担任（小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）には、業務の困難性を考慮して当該手当の月額に3,000円を加算するため、条例で定める上限額を8,000円から8,600円に引き上げる。

(4) 特殊勤務手当の改定

義務教育等教員特別手当について、学級担任への加算の新設をするため、これに伴う措置として、多学年学級担当手当を廃止する。

また、非常災害時等の緊急業務に従事した場合のうち、

- ・児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

- ・児童又は生徒に対する緊急の補導業務

については、当該業務の特殊性、困難性を考慮して、支給日額を現行の7,500円から8,000円に引き上げる。

3 施行期日

令和8年1月1日

新旧対照表（①千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について）

改正前	改正後										
(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 教育職員（管理職手当を受ける者 を除く。以下この条及び第5条において同じ。)のうちその属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）別表第2の教育職給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 [略]	(教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 教育職員（管理職手当を受ける者 及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） 第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるもの をいう。)を除く。以下この条及び第5条において同じ。)のうちその属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）別表第2の教育職給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 [略]										
附 則 <u>2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における教育職員に関する第4条第1号の規定の適用については、同号中「及び第20条の7」とあるのは、「、第20条の7及び附則第3項から第5項まで」とする。</u>	附 則 <u>2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td><u>100分の5</u></td></tr> <tr> <td><u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td><u>100分の6</u></td></tr> <tr> <td><u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td><u>100分の7</u></td></tr> <tr> <td><u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td><u>100分の8</u></td></tr> <tr> <td><u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td><u>100分の9</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>	<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>	<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>	<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>	<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>
<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>										
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>										
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>										
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>										
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>										
3 給与条例附則第17項（ <u>同条例</u> 附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受ける職員の教職調整額については、第3条第1項の規定にかかわらず、 <u>当分の間</u> 、給与条例附則第17項	3 給与条例附則第17項（ <u>給与条例</u> 附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受ける職員の教職調整額については、第3条第1項の規定にかかわらず、給与条例附則第17項										

の規定により算出された額の100分の4に相当する額を支給する。

4 給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料を支給される職員の教職調整額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、給与条例附則第17項の規定により算出された額と給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料の額との合計額の100分の4に相当する額を支給する。

[新設]

の規定により算出された額の100分の10に相当する額を支給する。

4 給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料を支給される職員の教職調整額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、給与条例附則第17項の規定により算出された額と給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料の額との合計額の100分の10に相当する額を支給する。

5 附則第2項の表の左欄に掲げる期間における附則第3項及び前項の規定の適用については、附則第3項及び前項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新旧対照表（②千葉市職員の給与に関する条例の一部改正について）

改正前	改正後															
(義務教育等教員特別手当) 第20条の5 [略] 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務 の級及び号給（定年前再任用短時間勤 務職員にあっては、職務の級）の別に応 じて 、規則で定める。 3～5 [略]	(義務教育等教員特別手当) 第20条の5 [略] 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,600円</u> を超えない範囲内で、職務 の級及び号給（定年前再任用短時間勤 務職員にあっては、職務の級）の別に応 じて、 <u>校務類型（規則で定める校務の 種類をいう。）に係る業務の困難性そ の他の事情を考慮して</u> 、規則で定める。 3～5 [略]															
附 則	附 則															
[新設]	<u>(教育職の給料の額の特例措置)</u> 28 令和8年1月1日から令和12年1 月31日までの間における別表第2 備考第2項の規定の適用については、 附則別表第3の左欄に掲げる期間の区 分に応じ、同項中「31,700円」と あるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる 字句と、「24,200円」とあるのは それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。															
[新設]	附則別表第3 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和8年1月1日 から同年12月 31日まで</td><td>1 1, 5 0 0 円</td><td>4 , 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日 から同年12月 31日まで</td><td>1 5, 6 0 0 円</td><td>8 , 1 0 0 円</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1 日から同年12月 31日まで</td><td>1 9, 6 0 0 円</td><td>1 2 , 1 0 0 円</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1 日から同年12月 31日まで</td><td>2 3, 6 0 0 円</td><td>1 6 , 1 0 0 円</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1 日から同年12月 31日まで</td><td>2 7, 7 0 0 円</td><td>2 0 , 2 0 0 円</td></tr> </tbody> </table>	令和8年1月1日 から同年12月 31日まで	1 1, 5 0 0 円	4 , 0 0 0 円	令和9年1月1日 から同年12月 31日まで	1 5, 6 0 0 円	8 , 1 0 0 円	令和10年1月1 日から同年12月 31日まで	1 9, 6 0 0 円	1 2 , 1 0 0 円	令和11年1月1 日から同年12月 31日まで	2 3, 6 0 0 円	1 6 , 1 0 0 円	令和12年1月1 日から同年12月 31日まで	2 7, 7 0 0 円	2 0 , 2 0 0 円
令和8年1月1日 から同年12月 31日まで	1 1, 5 0 0 円	4 , 0 0 0 円														
令和9年1月1日 から同年12月 31日まで	1 5, 6 0 0 円	8 , 1 0 0 円														
令和10年1月1 日から同年12月 31日まで	1 9, 6 0 0 円	1 2 , 1 0 0 円														
令和11年1月1 日から同年12月 31日まで	2 3, 6 0 0 円	1 6 , 1 0 0 円														
令和12年1月1 日から同年12月 31日まで	2 7, 7 0 0 円	2 0 , 2 0 0 円														

別表第2

表 [略]

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円

を加算した額とする。

別表第2

表 [略]

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に3,1,700円を、その職務の級が5級である職員の給料月額はこの表の額に24,200円を加算した額とする。

新旧対照表（③千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について）

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) 多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当</p> <p>(21)～(29) [略]</p> <p>(教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当は、千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉市条例第73号）第3条第1項の規定により、教職調整額の支給を受ける者（<u>第11条の2において「教育職員」という。）</u>が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める程度に<u>およぶ</u>ときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(20)～(28) [略]</p> <p>(教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当は、千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉市条例第73号）第3条第1項の規定により、教職調整額の支給を受ける者</p> <p>が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める程度に<u>及ぶ</u>ときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>(多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第11条の2 多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち、規則で定める者が、当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p>	<p>[削る]</p>
<p>第11条の3 [略]</p> <p>(災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第18条 災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長がこれに準ずると認める災害をいう。次条及び別表第2（28）の項において同じ。）が発生した際に屋外（本市の</p>	<p>第11条の2 [略]</p> <p>(災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第18条 災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長がこれに準ずると認める災害をいう。次条及び別表第2（27）の項において同じ。）が発生した際に屋外（本市の</p>

区域内に限る。)で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

(特殊勤務手当の額)

第19条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（**別表第2（21）の項**において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の月額の特殊勤務手当（第3条から前条までに規定する特殊勤務手当のうち、その額が別表第2の規定により月額で定められている特殊勤務手当をいう。）の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第2

区分	支給対象 細別	支給額
[略]		
(18) 教員	[略]	
特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	第10条 第1号イ及びウの業務	日額 <u>7,500円</u>
[略]	[略]	[略]
(20) 多学年学級の担当する職員の特殊勤務手当	多学年学級の担当業務	日額 <u>290円</u>
(21) ~ (29) [略]		

備考 [略]

区域内に限る。)で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

(特殊勤務手当の額)

第19条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（**別表第2（20）の項**において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の月額の特殊勤務手当（第3条から前条までに規定する特殊勤務手当のうち、その額が別表第2の規定により月額で定められている特殊勤務手当をいう。）の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第2

区分	支給対象 細別	支給額
[略]		
(18) 教員	[略]	
特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	第10条 第1号イ及びウの業務	日額 <u>8,000円</u>
[略]	[略]	[略]
(20) ~ (28) [略]	[削る]	[削る]

備考 [略]

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項の規定による教職調整額並びに千葉市職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（特殊勤務手当）</p> <p>第12条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例（千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号）第2条 第21号の特殊勤務手当は、その属する職務の級が給与条例別表第2の給料表の1級である職員（特定任期付職員を除く。）の例）により支給する。</p>	<p>（特殊勤務手当）</p> <p>第12条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例（千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号）第2条 第20号の特殊勤務手当は、その属する職務の級が給与条例別表第2の給料表の1級である職員（特定任期付職員を除く。）の例）により支給する。</p>

【報告第8号】

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

教育総務部 教育給与課

1 改正の趣旨

本年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料及び期末・勤勉手当等を引き上げるとともに、一般職の職員の改正を踏まえ、特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の給料及び期末・勤勉手当を引き上げるほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給料月額の改定

教育職の改定率（平均給料月額）

	改定前(A)	改定後(B)	改定額(C) (B)-(A)	給料表改定率 (C)/(A)
平均給料月額	342,755円	353,826円	11,071円	3.1%

※初任給を大幅に引上げるとともに、中堅層までに重点を置きつつ、給料表全体を、昨年度を大幅に上回る引上げ

【参考】行政職給料の改定内容

	改定前(A)	改定後(B)	改定額(C) (B)-(A)	給料表改定率 (C)/(A)
平均給料月額	325,572円	335,761円	10,189円	3.1%

(2) 一般職の職員の期末・勤勉手当の引上げ

令和7年12月期の支給月数の変更

ア 定年前の職員（年間支給月数：+0.05月 4.60月→4.65月）

		一般の職員		管理職員		
		令和7年度		令和8年度	令和7年度	
		改正前	改正後		改正前	改正後
6月期	期末手当	1.25月	1.25月	1.2625月	1.05月	1.05月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	1.0625月	1.25月	1.25月
小計		2.30月	2.30月	2.325月	2.30月	2.30月
12月期	期末手当	1.25月	1.275月	1.2625月	1.05月	1.075月
	勤勉手当	1.05月	1.075月	1.0625月	1.25月	1.275月
小計		2.30月	2.35月	2.325月	2.30月	2.35月
合計		4.60月	4.65月	4.65月	4.60月	4.65月

イ 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む）

(年間支給月数：+0.05月、2.40月→2.45月)

		一般の職員		管理職員		
		令和7年度		令和8年度	令和7年度	
		改定前	改定後		改定前	改定後
6ヶ月期	期末手当	0.70月	0.70月	0.7125月	0.60月	0.60月
	勤勉手当	0.50月	0.50月	0.5125月	0.60月	0.60月
小計		1.20月	1.20月	1.225月	1.20月	1.225月
12ヶ月期	期末手当	0.70月	0.725月	0.7125月	0.60月	0.625月
	勤勉手当	0.50月	0.525月	0.5125月	0.60月	0.625月
小計		1.20月	1.25月	1.225月	1.20月	1.225月
合計		2.40月	2.45月	2.45月	2.40月	2.45月

【年間給与への影響】

- 教育職平均 +約252千円（月例給+164千円、期末・勤勉手当+88千円）
- 平均年収 約7,317千円 → 約7,569千円

（3）通勤手当の改定

自動車等使用者の通勤手当の支給額を、200円から7,100円までの幅で引き上げる。

距離区分	改定前	改定後	差額
10km以上15km未満	7,100円	7,300円	200円
15km以上20km未満	10,000円	10,400円	400円
20km以上25km未満	12,900円	13,500円	600円
25km以上30km未満	15,800円	16,600円	800円
30km以上35km未満	18,700円	19,700円	1,000円
35km以上40km未満	21,600円	22,800円	1,200円
40km以上45km未満	24,400円	25,900円	1,500円
45km以上50km未満	26,200円	29,100円	2,900円
50km以上55km未満	28,000円	32,300円	4,300円
55km以上60km未満	29,800円	35,500円	5,700円
60km以上	31,600円	38,700円	7,100円

(4) 宿日直手当の改定

宿日直手当の支給限度額を引き上げる。

区分	改正前	改正後
日直	5,000円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要する場合の日直勤務 7,500円)	5,300円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要する場合の日直勤務 7,950円)
宿直	5,000円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要する場合の宿直勤務 7,500円)	5,300円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要する場合の宿直勤務 7,950円)
宿直(勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までの範囲内で割り振られている日及びこれに相当する日に限る)	7,500円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要する場合の宿直勤務 11,250円)	7,950円 (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要する場合の宿直勤務 11,925円)

(5) 特別職の職員の期末手当の引上げ

令和7年12月期の期末手当を0.05月分引き上げる。

年間支給月数 4.60月→4.65月

		令和7年度		令和8年度
		改正前	改正後	
6月期	期末手当	2.30月	2.30月	2.325月
12月期	期末手当	2.30月	2.35月	2.325月
合計		4.60月	4.65月	4.65月

(6) 附属機関の委員等及び特別職の非常勤職員の報酬上限額の改定

一般職の職員の給与改定を踏まえ、令和8年度から報酬上限額を改定する。

(報酬上限額を日額24,200円から日額24,900円に引上げ)

(7) 会計年度任用職員の給与改定

ア 給料月額の改定

一般職の職員に準じて、令和8年度から給料月額を改定する。

イ 期末・勤勉手当の引上げ

一般職の職員に準じて、令和8年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げる。

年間支給月数 4.60月→4.65月

		令和7年度	令和8年度
6月期	期末手当	1.25月	1.2625月
	勤勉手当	1.05月	1.0625月
小計		2.30月	2.325月
12月期	期末手当	1.25月	1.2625月
	勤勉手当	1.05月	1.0625月
小計		2.30月	2.325月
合計		4.60月	4.65月

3 施行期日

- (1) 一般職の職員の給料表、通勤手当及び宿日直手当の改正 公布の日（令和7年4月1日適用）
- (2) 令和7年12月期の期末・勤勉手当の改正 公布の日（令和7年12月1日適用）
- (3) 令和8年度以降の期末・勤勉手当の改正、附属機関の委員等及び特別職の非常勤職員の報酬上限額の改正並びに会計年度任用職員に係る改正 令和8年4月1日

新旧対照表（①千葉市職員の給与に関する条例の一部改正について）

【施行期日等】

- ・第12条第2項第2号、第19条の2第1項の規定
公布日施行（令和7年4月1日適用）
- ・第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項第1号及び第2号の規定
公布日施行（令和7年12月1日適用）

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 (1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ [略] ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>5,000円</u>（宿直勤務が規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、<u>7,500円</u>）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、特殊な業務を主として行う宿日直勤務であって規則で定めるものにあっては、<u>7,500円</u>（宿直勤務が規則で定め</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 (1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ [略] ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>5,300円</u>（宿直勤務が規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、<u>7,950円</u>）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、特殊な業務を主として行う宿日直勤務であって規則で定めるものにあっては、<u>7,950円</u>（宿直勤務が規則で定め</p>	

<p>る日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、<u>11,250円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>る日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、<u>11,925円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
---	---

改正後の給料表（別表第1及び別表第2 公布日施行（令和7年4月1日適用））

別表第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額						
	1	179,400	215,600	252,200	279,300	308,600	346,400	394,900	463,600
	2	180,700	217,700	253,100	280,500	310,400	348,800	398,300	466,500
	3	182,000	219,800	254,000	281,700	312,200	351,200	401,700	469,400
	4	183,300	221,900	254,900	282,900	314,000	353,600	405,100	472,300
	5	184,400	223,700	255,700	284,000	315,800	355,800	408,200	475,200
	6	185,900	225,400	256,500	285,500	318,000	358,100	411,400	478,100
	7	187,400	227,100	257,300	287,000	320,200	360,400	414,600	481,000
	8	188,900	228,800	258,100	288,500	322,400	362,700	417,800	483,900
	9	190,400	230,300	258,900	289,700	324,400	364,900	421,000	486,700
	10	192,200	231,500	260,100	291,500	326,700	367,300	424,200	489,100
	11	194,000	232,700	261,300	293,300	329,000	369,700	427,400	491,500
	12	195,800	233,900	262,500	295,100	331,300	372,100	430,600	493,900
	13	197,500	234,800	263,700	296,700	333,300	374,500	433,700	496,000
	14	198,500	235,700	264,900	298,500	335,600	376,800	436,700	497,900
	15	199,500	236,600	266,100	300,300	337,900	379,100	439,700	499,800
	16	200,500	237,500	267,300	302,100	340,200	381,400	442,700	501,700
	17	201,300	238,200	268,500	303,800	342,400	383,600	445,400	503,500
	18	202,500	239,000	269,700	305,800	344,600	386,000	448,400	504,800
	19	203,700	239,800	270,900	307,800	346,800	388,400	451,400	506,100
	20	204,900	240,600	272,100	309,800	349,000	390,800	454,400	507,400
	21	205,900	241,300	273,300	311,500	350,900	392,900	457,100	508,700
	22	207,000	242,100	274,600	313,600	353,000	395,200	459,600	509,700
	23	208,100	242,900	275,900	315,700	355,100	397,500	462,100	510,700
	24	209,200	243,700	277,200	317,800	357,200	399,800	464,600	511,700
	25	210,200	244,200	278,400	319,700	359,000	402,000	466,900	512,700
	26	211,600	245,000	279,800	321,800	361,300	404,100	469,400	513,700
	27	213,000	245,800	281,200	323,900	363,600	406,200	471,900	514,700
	28	214,400	246,600	282,600	326,000	365,900	408,300	474,400	515,700
	29	215,700	247,200	283,800	327,900	368,200	410,200	476,600	516,400
	30	216,900	248,000	285,300	330,000	370,600	412,200	479,000	517,300
	31	218,100	248,800	286,800	332,100	373,000	414,200	481,400	518,200
	32	219,300	249,600	288,300	334,200	375,400	416,200	483,800	519,100
	33	220,500	250,400	289,800	336,300	377,700	418,000	485,900	520,000
	34	221,600	251,400	291,400	338,500	380,100	419,800	487,600	520,700
	35	222,700	252,400	293,000	340,700	382,500	421,600	489,300	521,400
	36	223,800	253,400	294,600	342,900	384,900	423,400	491,000	522,100
	37	224,900	254,100	296,000	345,000	387,000	425,000	492,600	522,600
	38	225,900	255,000	297,600	347,100	388,800	426,300	494,200	523,100
	39	226,900	255,900	299,200	349,200	390,600	427,600	495,800	523,600
	40	227,900	256,800	300,800	351,300	392,400	428,900	497,400	524,100
	41	228,900	257,600	302,400	353,400	393,900	430,000	498,800	524,400
	42	229,700	258,600	304,300	355,300	395,500	431,100	499,800	524,900
	43	230,500	259,600	306,200	357,200	397,100	432,200	500,800	525,400
	44	231,300	260,600	308,100	359,100	398,700	433,300	501,800	525,900
	45	231,900	261,400	309,700	360,700	400,000	434,400	502,500	526,300
	46	232,700	262,600	311,500	362,600	401,400	435,300	503,500	526,900
	47	233,500	263,800	313,300	364,500	402,800	436,200	504,500	527,500
	48	234,300	265,000	315,100	366,400	404,200	437,100	505,500	528,100

49	234,800	266,100	316,800	368,000	405,300	437,800	506,300	528,500	
50	235,600	267,300	318,700	369,600	406,500	438,500	507,200	529,000	
51	236,400	268,500	320,600	371,200	407,700	439,200	508,100	529,500	
52	237,200	269,700	322,500	372,800	408,900	439,900	509,000	530,000	
53	238,000	270,800	324,200	374,300	410,100	440,600	509,600	530,500	
54	238,700	272,100	326,000	376,000	411,000	441,200	510,200	531,100	
55	239,400	273,400	327,800	377,700	411,900	441,800	510,800	531,700	
56	240,100	274,700	329,600	379,400	412,800	442,400	511,400	532,300	
57	240,500	275,900	331,300	381,100	413,700	442,800	511,700	532,700	
58	241,200	277,000	333,100	382,700	414,600	443,300	512,200	533,200	
59	241,900	278,100	334,900	384,300	415,500	443,800	512,700	533,700	
60	242,600	279,200	336,700	385,900	416,400	444,300	513,200	534,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	243,100	280,000	338,400	387,200	417,000	444,600	513,700	534,600
	62	243,700	281,200	340,200	388,700	417,600	445,100		
	63	244,300	282,400	342,000	390,200	418,200	445,600		
	64	244,900	283,600	343,800	391,700	418,800	446,100		
	65	245,200	284,700	345,400	392,900	419,400	446,600		
	66	245,700	285,900	347,100	394,100	419,900	447,200		
	67	246,200	287,100	348,800	395,300	420,400	447,800		
	68	246,700	288,300	350,500	396,500	420,900	448,400		
	69	247,200	289,500	352,000	397,600	421,200	448,700		
	70	247,700	290,800	353,600	398,600	421,600	449,300		
71	248,200	292,100	355,200	399,600	422,000	449,900			
	72	248,700	293,400	356,800	400,600	422,400	450,500		
	73	249,200	294,500	358,400	401,500	422,700	450,800		
	74	249,700	295,700	359,800	402,300	423,100	451,300		
	75	250,200	296,900	361,200	403,100	423,500	451,800		
	76	250,700	298,100	362,600	403,900	423,900	452,300		
	77	251,200	299,300	363,900	404,700	424,300	452,600		
	78	251,700	300,500	365,100	405,400	424,800	453,100		
	79	252,200	301,700	366,300	406,100	425,300	453,600		
	80	252,700	302,900	367,500	406,800	425,800	454,100		
81	253,200	304,000	368,500	407,400	426,100	454,600			
	82	305,300	369,600	408,000	426,600	455,000			
	83	306,600	370,700	408,600	427,100	455,400			
	84	307,900	371,800	409,200	427,600	455,800			
	85	308,900	372,600	409,700	428,100	455,900			
	86		373,400	410,200	428,300	456,400			
	87		374,200	410,700	428,500	456,900			
	88		375,000	411,200	428,700	457,400			
89			375,500	411,700	428,900	457,900			
	90		376,100	412,200	429,100	458,400			
	91		376,700	412,700	429,300	458,900			
	92		377,300	413,200	429,500	459,400			
	93		377,600	413,500	429,600	459,800			
94			378,000	414,000					
95			378,400	414,500					
96			378,800	415,000					

				379,200	415,200				
97				379,500	415,500				
98				379,800	415,800				
99				380,100	416,100				
100									
101				380,400	416,300				
102				380,600	416,600				
103				380,800	416,900				
104				381,000	417,200				
105				381,200	417,300				
106				381,500	417,600				
107				381,800	417,900				
108				382,100	418,100				
109				382,300	418,200				
110				382,600					
111				382,900					
112				383,200					
113				383,500					
114				383,900					
115				384,300					
116				384,700					
117				384,800					
118				385,200					
119				385,600					
120				386,000					
121				386,400					
122				386,600					
123				386,800					
124				387,000					
125				387,100					
126				387,300					
127				387,500					
128				387,700					
129				387,900					
定年 前再 任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	193,500	220,100	247,200	279,100	293,800	311,300	371,100	416,900	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第21条及び第22条の2に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2
教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
		号給	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	1	211,000	233,400	円	304,500	331,000	331,000	338,200	423,500	424,900	426,300	427,700
	2	214,300	235,400	円	306,500	333,400	333,400	335,800	424,900	426,300	427,700	428,800
	3	217,600	237,400	円	308,500	335,800	335,800	338,200	426,300	427,700	429,100	430,200
	4	220,900	239,400	円	310,500	340,500	340,500	342,700	427,700	429,100	430,200	431,600
	5	224,000	241,400	円	312,500	342,700	342,700	347,100	428,800	430,200	431,600	433,000
	6	225,600	243,500	円	314,400	344,900	344,900	347,100	429,100	430,200	431,600	433,000
	7	227,200	245,600	円	316,300	346,900	346,900	347,100	430,200	431,600	433,000	434,300
	8	228,800	247,700	円	318,200	349,000	349,000	351,200	431,600	433,000	434,300	435,600
	9	230,400	249,800	円	319,900	349,000	349,000	351,200	432,700	434,300	435,600	437,900
	10	232,100	252,500	円	322,000	351,200	351,200	353,400	434,300	435,600	437,900	438,200
	11	233,800	255,200	円	324,100	353,400	353,400	355,600	435,600	437,900	438,200	439,300
	12	235,500	257,900	円	326,200	355,600	355,600	357,700	436,900	438,200	439,300	440,700
	13	237,000	260,400	円	328,200	357,700	357,700	360,300	437,900	439,300	440,700	442,100
	14	238,800	262,000	円	329,900	359,000	359,000	361,600	438,200	440,700	442,100	443,500
	15	240,600	263,600	円	331,600	360,300	360,300	362,900	439,300	441,000	442,100	444,700
	16	242,400	265,200	円	333,300	364,700	364,700	366,500	440,700	442,100	444,700	446,000
	17	244,100	266,700	円	334,700	366,500	366,500	368,300	441,000	444,700	446,000	447,300
	18	247,100	268,400	円	336,600	368,300	368,300	370,000	442,100	444,700	446,000	448,600
	19	250,100	270,100	円	338,500	366,500	366,500	368,300	443,500	445,200	447,300	449,600
	20	253,100	271,800	円	340,400	368,300	368,300	370,000	444,700	446,000	448,600	450,900
	21	255,800	273,200	円	342,300	371,400	371,400	372,800	445,200	447,300	449,600	452,200
	22	258,000	274,700	円	344,200	372,800	372,800	374,200	446,000	448,600	450,900	453,500
	23	260,200	276,200	円	346,100	374,200	374,200	375,500	447,300	449,600	451,100	453,500
	24	262,400	277,700	円	348,000	376,800	376,800	378,100	448,600	450,900	452,200	454,700
	25	264,600	278,900	円	349,600	378,100	378,100	379,400	449,600	451,100	453,500	455,900
	26	265,700	280,400	円	351,400	379,400	379,400	381,600	450,900	452,200	454,700	457,100
	27	266,800	281,900	円	353,200	381,600	381,600	383,500	451,100	453,500	455,900	458,300
	28	267,900	283,400	円	355,000	384,700	384,700	386,300	452,200	454,700	457,100	459,200
	29	268,800	284,700	円	356,700	386,300	386,300	388,100	453,500	455,900	458,300	461,000
	30	270,100	286,500	円	358,000	388,100	388,100	390,600	454,700	457,100	459,200	461,000
	31	271,400	288,300	円	359,300	390,600	390,600	392,500	456,000	458,300	461,000	463,100
	32	272,700	290,100	円	360,600	392,500	392,500	394,400	457,100	459,200	461,000	464,700
	33	274,000	291,600	円	361,600	394,400	394,400	396,300	458,300	460,100	462,600	465,100
	34	275,300	293,400	円	363,100	396,300	396,300	398,200	459,200	461,000	463,100	466,000
	35	276,600	295,200	円	364,600	398,200	398,200	400,100	460,100	462,600	464,700	467,900
	36	277,900	297,000	円	366,100	400,100	400,100	402,000	462,600	464,700	467,900	469,600
	37	279,000	298,500	円	367,400	402,000	402,000	404,900	464,600	467,900	470,200	473,100
	38	280,100	300,200	円	368,700	404,900	404,900	407,800	465,100	467,900	470,200	473,100
	39	281,200	301,900	円	370,000	407,800	407,800	410,700	465,600	468,400	471,300	474,100
	40	282,300	303,600	円	371,300	409,600	409,600	412,500	466,100	468,400	471,300	474,100
	41	283,400	305,100	円	372,400	412,500	412,500	415,400	467,200	469,600	472,100	475,900
	42	284,600	306,700	円	373,800	414,400	414,400	417,300	468,400	470,200	472,100	476,800
	43	285,800	308,300	円	375,200	416,300	416,300	419,200	469,600	471,300	473,100	477,900
	44	287,000	309,900	円	376,600	418,200	418,200	421,100	470,200	472,100	474,100	478,800
	45	288,100	311,500	円	378,000	420,100	420,100	423,000	471,300	473,100	475,900	479,700
	46	289,200	313,000	円	379,100	421,400	421,400	424,300	472,100	474,100	476,800	480,600
	47	290,300	314,500	円	380,200	423,700	423,700	426,600	473,100	475,900	477,900	481,500
	48	291,400	316,000	円	381,300	425,200	425,200	428,100	474,100	476,800	478,800	482,400

49	292, 400	317, 400	382, 400	402, 200	470, 700
50	293, 300	319, 000	383, 400	403, 500	
51	294, 200	320, 600	384, 400	404, 800	
52	295, 100	322, 200	385, 400	406, 100	
53	295, 800	323, 700	386, 400	407, 200	
54	296, 900	325, 300	387, 600	408, 400	
55	298, 000	326, 900	388, 800	409, 600	
56	299, 100	328, 500	390, 000	410, 800	
57	300, 100	330, 000	391, 000	411, 800	
58	301, 300	331, 900	392, 200	413, 000	
59	302, 500	333, 800	393, 400	414, 200	
60	303, 700	335, 700	394, 600	415, 400	
61	304, 700	337, 400	395, 500	416, 500	
62	305, 400	339, 300	396, 500	417, 500	
63	306, 100	341, 200	397, 500	418, 500	
64	306, 800	343, 100	398, 500	419, 500	
65	307, 200	344, 700	399, 500	420, 400	
66	308, 300	346, 100	400, 600	421, 600	
67	309, 400	347, 500	401, 700	422, 800	
68	310, 500	348, 900	402, 800	424, 000	
69	311, 500	350, 200	403, 700	425, 200	
70	312, 400	351, 700	404, 800	426, 300	
71	313, 300	353, 200	405, 900	427, 400	
72	314, 200	354, 700	407, 000	428, 500	
73	314, 800	356, 000	407, 800	429, 400	
74	315, 800	357, 500	408, 900	430, 100	
75	316, 800	359, 000	410, 000	430, 800	
76	317, 800	360, 500	411, 100	431, 500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	318, 500	361, 800	411, 900	431, 900
	78	319, 300	363, 200	413, 000	432, 300
	79	320, 100	364, 600	414, 100	432, 700
	80	320, 900	366, 000	415, 200	433, 100
	81	321, 600	367, 200	416, 200	433, 300
	82	322, 300	368, 600	417, 000	433, 700
	83	323, 000	370, 000	417, 800	434, 100
	84	323, 700	371, 400	418, 600	434, 500
	85	324, 100	372, 500	419, 400	434, 900
	86	324, 700	373, 700	420, 000	435, 200
	87	325, 300	374, 900	420, 600	435, 500
	88	325, 900	376, 100	421, 200	435, 800
	89	326, 300	377, 100	421, 700	435, 900
	90	326, 700	378, 200	422, 500	436, 200
	91	327, 100	379, 300	423, 300	436, 500
	92	327, 500	380, 400	424, 100	436, 700
	93	327, 600	381, 200	424, 700	436, 800
	94	328, 100	382, 300	424, 900	437, 100
	95	328, 600	383, 400	425, 100	437, 400
	96	329, 100	384, 500	425, 300	437, 700

97	329, 400	385, 400	425, 500	437, 800	
98	330, 100	386, 300	425, 700	438, 100	
99	330, 800	387, 200	425, 900	438, 400	
100	331, 500	388, 100	426, 100	438, 700	
101	332, 200	389, 000	426, 200	438, 800	
102	332, 500	389, 900	426, 400		
103	332, 800	390, 800	426, 600		
104	333, 100	391, 700	426, 800		
105	333, 400	392, 400	426, 900		
106	333, 700	393, 300	427, 100		
107	334, 000	394, 200	427, 300		
108	334, 300	395, 100	427, 500		
109	334, 400	395, 900	427, 700		
110	334, 600	396, 800			
111	334, 800	397, 700			
112	335, 000	398, 600			
113	335, 200	399, 300			
114	335, 400	400, 200			
115	335, 600	401, 100			
116	335, 800	402, 000			
117	335, 900	402, 800			
118	336, 100	403, 500			
119	336, 300	404, 200			
120	336, 500	404, 900			
121	336, 700	405, 600			
122	337, 000	406, 300			
123	337, 300	407, 000			
124	337, 500	407, 700			
125	337, 600	408, 200			
126	337, 800	408, 800			
127	338, 000	409, 400			
128	338, 200	410, 000			
129	338, 400	410, 600			
130	338, 700	411, 200			
131	339, 000	411, 800			
132	339, 200	412, 400			
133	339, 300	413, 000			
134	339, 600	413, 300			
135	339, 900	413, 600			
136	340, 200	413, 900			
137	340, 300	414, 200			
138	340, 600	414, 500			
139	340, 900	414, 800			
140	341, 100	415, 100			
141	341, 200	415, 400			
142	341, 500	415, 700			
143	341, 800	416, 000			
144	342, 100	416, 300			

	145	342, 200	416, 500			
	146	342, 500	416, 800			
	147	342, 800	417, 100			
	148	343, 100	417, 400			
	149	343, 200	417, 500			
	150	343, 500	417, 800			
	151	343, 800	418, 100			
	152	344, 100	418, 400			
	153	344, 200	418, 500			
	154	344, 500	418, 800			
	155	344, 800	419, 100			
	156	345, 100	419, 400			
	157	345, 200	419, 500			
	158	345, 500	419, 700			
	159	345, 800	419, 900			
	160	346, 100	420, 100			
	161	346, 200	420, 300			
定年 前再 任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		241, 400	285, 000	311, 100	338, 900	420, 700

新旧対照表（②千葉市職員の給与に関する条例の一部改正について）

【施行期日等】 令和8年4月1日施行

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の17.5</u> 」とする。 4～6 [略]	(期末手当) 第20条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の17.5</u> 」とする。 4～6 [略]
(勤勉手当) 第20条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> （特定管理職員にあっては、 <u>100分の127.5</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> （特定管理職員にあっては、 <u>100分の62.5</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	(勤勉手当) 第20条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> （特定管理職員にあっては、 <u>100分の126.25</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> （特定管理職員にあっては、 <u>100分の61.25</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 [略]

新旧対照表（③特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について）

【施行期日等】 公布日施行（令和7年12月1日適用）

改正前	改正後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表（④特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について）

【施行期日等】 令和8年4月1日施行

改正前	改正後
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 附属機関の委員等については、日額<u>24, 200円</u>以内で市長が定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 非常勤職員については、予算の範囲内で任命権者が定める額。この場合において、任命権者は勤務1日につき<u>24, 200円</u>（月額で定める場合にあっては、千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）別表第4 特定期付職員給料表に掲げる給料月額の最高の額）を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の235</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 附属機関の委員等については、日額<u>24, 900円</u>以内で市長が定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 非常勤職員については、予算の範囲内で任命権者が定める額。この場合において、任命権者は勤務1日につき<u>24, 900円</u>（月額で定める場合にあっては、千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）別表第4 特定期付職員給料表に掲げる給料月額の最高の額）を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表（⑤千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正について）

【施行期日等】 令和8年4月1日施行

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第23条～第31条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の2 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第23条～第31条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>

改正後の給料表（別表第1及び別表第2 令和8年4月1日施行）

別表第1

会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級	1 級		2 級		3 級	
	号給	給料月額	円	給料月額	円	給料月額
1	179,400		215,600		252,200	
2	180,700		217,700		253,100	
3	182,000		219,800		254,000	
4	183,300		221,900		254,900	
5	184,400		223,700		255,700	
6	185,900		225,400		256,500	
7	187,400		227,100		257,300	
8	188,900		228,800		258,100	
9	190,400		230,300		258,900	
10	192,200		231,500		260,100	
11	194,000		232,700		261,300	
12	195,800		233,900		262,500	
13	197,500		234,800		263,700	
14	198,500		235,700		264,900	
15	199,500		236,600		266,100	
16	200,500		237,500		267,300	
17	201,300		238,200		268,500	
18	202,500		239,000		269,700	
19	203,700		239,800		270,900	
20	204,900		240,600		272,100	
21	205,900		241,300		273,300	
22	207,000		242,100		274,600	
23	208,100		242,900		275,900	
24	209,200		243,700		277,200	
25	210,200		244,200		278,400	
26	211,600		245,000		279,800	
27	213,000		245,800		281,200	
28	214,400		246,600		282,600	
29	215,700		247,200		283,800	
30	216,900		248,000		285,300	
31	218,100		248,800		286,800	
32	219,300		249,600		288,300	
33	220,500		250,400		289,800	
34	221,600		251,400		291,400	
35	222,700		252,400		293,000	
36	223,800		253,400		294,600	
37	224,900		254,100		296,000	
38	225,900		255,000		297,600	
39	226,900		255,900		299,200	
40	227,900		256,800		300,800	
41	228,900		257,600		302,400	
42	229,700		258,600		304,300	
43	230,500		259,600		306,200	
44	231,300		260,600		308,100	
45	231,900		261,400		309,700	
46	232,700		262,600		311,500	
47	233,500		263,800		313,300	
48	234,300		265,000		315,100	

49	234, 800	266, 100	316, 800
50	235, 600	267, 300	318, 700
51	236, 400	268, 500	320, 600
52	237, 200	269, 700	322, 500
53	238, 000	270, 800	324, 200
54	238, 700	272, 100	326, 000
55	239, 400	273, 400	327, 800
56	240, 100	274, 700	329, 600
57	240, 500	275, 900	331, 300
58	241, 200	277, 000	333, 100
59	241, 900	278, 100	334, 900
60	242, 600	279, 200	336, 700
61	243, 100	280, 000	338, 400
62	243, 700	281, 200	340, 200
63	244, 300	282, 400	342, 000
64	244, 900	283, 600	343, 800
65	245, 200	284, 700	345, 400
66	245, 700	285, 900	347, 100
67	246, 200	287, 100	348, 800
68	246, 700	288, 300	350, 500
69	247, 200	289, 500	352, 000
70	247, 700	290, 800	353, 600
71	248, 200	292, 100	355, 200
72	248, 700	293, 400	356, 800
73	249, 200	294, 500	358, 400
74	249, 700	295, 700	359, 800
75	250, 200	296, 900	361, 200
76	250, 700	298, 100	362, 600
77	251, 200	299, 300	363, 900
78	251, 700	300, 500	365, 100
79	252, 200	301, 700	366, 300
80	252, 700	302, 900	367, 500
81	253, 200	304, 000	368, 500
82		305, 300	369, 600
83		306, 600	370, 700
84		307, 900	371, 800
85		308, 900	372, 600
86			373, 400
87			374, 200
88			375, 000
89			375, 500
90			376, 100
91			376, 700
92			377, 300
93			377, 600
94			378, 000
95			378, 400
96			378, 800

97		379,200	
98		379,500	
99		379,800	
100		380,100	
101		380,400	
102		380,600	
103		380,800	
104		381,000	
105		381,200	
106		381,500	
107		381,800	
108		382,100	
109		382,300	
110		382,600	
111		382,900	
112		383,200	
113		383,500	
114		383,900	
115		384,300	
116		384,700	
117		384,800	
118		385,200	
119		385,600	
120		386,000	
121		386,400	
122		386,600	
123		386,800	
124		387,000	
125		387,100	
126		387,300	
127		387,500	
128		387,700	
129		387,900	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員（第27条及び第28条に規定する会計年度任用職員を除く。）に適用する。

別表第2
会計年度任用職員教育職給料表

職務 の級	1 級
号給	給料月額
1	211,000
2	214,300
3	217,600
4	220,900
5	224,000
6	225,600
7	227,200
8	228,800
9	230,400
10	232,100
11	233,800
12	235,500
13	237,000
14	238,800
15	240,600
16	242,400
17	244,100
18	247,100
19	250,100
20	253,100
21	255,800
22	258,000
23	260,200
24	262,400
25	264,600
26	265,700
27	266,800
28	267,900
29	268,800
30	270,100
31	271,400
32	272,700
33	274,000
34	275,300
35	276,600
36	277,900
37	279,000
38	280,100
39	281,200
40	282,300
41	283,400
42	284,600
43	285,800
44	287,000
45	288,100
46	289,200
47	290,300
48	291,400

49	292, 400
50	293, 300
51	294, 200
52	295, 100
53	295, 800
54	296, 900
55	298, 000
56	299, 100
57	300, 100
58	301, 300
59	302, 500
60	303, 700
61	304, 700
62	305, 400
63	306, 100
64	306, 800
65	307, 200
66	308, 300
67	309, 400
68	310, 500
69	311, 500
70	312, 400
71	313, 300
72	314, 200
73	314, 800
74	315, 800
75	316, 800
76	317, 800
77	318, 500
78	319, 300
79	320, 100
80	320, 900
81	321, 600
82	322, 300
83	323, 000
84	323, 700
85	324, 100
86	324, 700
87	325, 300
88	325, 900
89	326, 300
90	326, 700
91	327, 100
92	327, 500
93	327, 600
94	328, 100
95	328, 600
96	329, 100

97	329,400
98	330,100
99	330,800
100	331,500
101	332,200
102	332,500
103	332,800
104	333,100
105	333,400
106	333,700
107	334,000
108	334,300
109	334,400
110	334,600
111	334,800
112	335,000
113	335,200
114	335,400
115	335,600
116	335,800
117	335,900
118	336,100
119	336,300
120	336,500
121	336,700
122	337,000
123	337,300
124	337,500
125	337,600
126	337,800
127	338,000
128	338,200
129	338,400
130	338,700
131	339,000
132	339,200
133	339,300
134	339,600
135	339,900
136	340,200
137	340,300
138	340,600
139	340,900
140	341,100
141	341,200
142	341,500
143	341,800
144	342,100

145	342, 200
146	342, 500
147	342, 800
148	343, 100
149	343, 200
150	343, 500
151	343, 800
152	344, 100
153	344, 200
154	344, 500
155	344, 800
156	345, 100
157	345, 200
158	345, 500
159	345, 800
160	346, 100
161	346, 200

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教論その他の会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市職員の給与に関する条例（この項及び第3項において「改正後の給与条例」という。）第12条第2項第2号、第19条の2第1項、並びに別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項第1号及び第2号の規定並びに第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の千葉市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。